**個人情報保護法改正に伴う安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**

**１　個人情報保護法の改正**

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立・強化等を図ることを目的とした、令和３年５月「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）」の公布により、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第27号）。」が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体における個人情報保護制度の一本化が図られることになり、このうち、地方公共団体に適用される規定は、令和５年４月１日から施行されることになりました。

これまで、地方公共団体の個人情報保護制度については、個別の条例に基づき運用されてきましたが、法改正に伴い、「条例」に基づく運用から「法」に基づく運用に移行し、全国的な共通ルールを規定するとともに、解釈運用や監視監督を国の個人情報保護委員会が一元的に担うことになります。

これにより、本町における個人情報保護制度の見直しを行う必要があることから、新たに個人情報保護法施行条例を制定するものです。

所　管

対　象

法　令

総務省

国の行政機関

個人情報保護法（行政機関）

現

行

独立行政法人等

個人情報保護法（独立行政法人等）

個人情報

保護委員会

民間事業者

個人情報保護法

各地方公共

団　　　体

地方公共団体

各地方公共団体における

個人情報保護条例

個人情報保　　護

委 員 会

改正後の

個人情報保護法

国の行政機関

独立行政法人等

民間事業者

各地方公共団体

改正後

**２　個人情報保護法の改正概要**

（１）改正法の適用対象

▶地方公共団体の機関についても法の対象とし、国と同様の規律を適用

（２）定義の一元化（第２条）

▶「個人情報」等の用語の定義を官民で統一

（３）個人情報の取扱い（第61条～第73条）

▶個人情報の取扱いについて、地方公共団体にも国と同じ規律を適用

例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

（４）個人情報ファイル簿の作成及び公表（第75条）

▶個人情報ファイル簿の作成及び公表について地方公共団体にも国と同じ規律を適用

（５）自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求（第76条～第108条）

▶開示等の請求権、要件及び手続きの主要な箇所について法律で規定し、地方公共団体にも国と同じ規律を適用

（６）匿名加工情報の提供制度の導入（第109条～第123条）

▶地方公共団体が保有する個人情報ファイルについて、個人を識別することができないように加工したうえで、当該情報の利用を希望する民間事業者を募集し、提供する制度の導入　※当分の間、都道府県及び指定都市に適用され、他の地方公共団体は任意とされています。

（７）個人情報保護委員会と地方公共団体等の関係（第156条～第160条）

▶国の個人情報保護委員会による、国、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体における個人情報の取扱い等の一元的な監視監督

（８）施行期日

▶地方公共団体に適用される規定は、令和５年４月１日

**３　安平町個人情報の保護に関する法律施行条例の概要**

現行条例の規定の大部分が改正法に同様の内容で規定されているため、本条例の規定は、改正法を運用する上で必要となる事項を定めるものです。

（１）個人情報の定義

実施機関の定義について、改正法では地方公共団体の機関と位置付けているものの、議会については、国会や裁判所が個人情報の取扱いに係る規律の対象外となっていることとの整合を図り、地方公共団体の機関から除外されています。このため、安平町議会における個人情報保護に必要な事項については、別途、条例で定めることとしています。

（２）個人情報ファイル簿の作成及び公表

改正法では、1,000人以上の個人情報が含まれる場合に個人情報ファイル簿の作成及び公表を行うこととされているため、国と同じ規律が適用されます。（令和５年４月以降整備予定。以降、毎年度４月１日現在の内容で更新、公表）

（３）開示決定等の期限

改正法では、開示請求書が提出された日から起算して30日以内に開示決定することとなっていますが、安平町においては、現行条例との均衡を保つとともに、利用者の利便性を考慮し、14日以内に短縮し開示決定することとします。

また、事務処理上の困難その他正当な理由があるときの延長期限については、改正法どおりの30日以内とするため、最長で44日以内に開示決定することとします。

なお、開示請求に係る個人情報が著しく膨大で、事務の遂行に著しい支障が生じる場合に対応するため特例期限を設けることとします。

開示決定期限（安平町）

開示請求日　　決定期限　　　　　　　　延長期限(44日以内)　　　　特例の期限

相当の期間

14日以内

30日以内

開示決定期限（国）

開示請求日　　　　　　　　　決定期限　　 　　　延長期限（60日以内）　特例の期限

相当の期間

30日以内

30日以内

（４）開示請求にかかる手数料

現行条例では、開示請求に要する費用は無料とし、資料の写しを交付する場合の費用は実費負担としており、個人情報の個々の開示に係る町の負担が一定ではないこと、個人情報の内容や量によって定数料額に不公平感生じかねないことなどから、現行の運用を踏襲し、開示請求に係る手数料は無料とし、資料の写しの作成及び送付に要する費用は実費負担とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | | 金　額 |
| 写しの作成に要する費用 | 日本工業規格によるA3、A4、B4及びB5の各判コピー | 1枚　　10円 |
| 上記規格各判　カラーコピー | 1枚　　40円 |
| 上記以外の規格の場合 | 1枚　 100円 |
| 業務委託により外部に複写を委託するもの | 実費相当額 |
| 写しの送付に要する費用 | | 郵便料金の額 |

（５）関係条例の改正

　　本条例の制定に伴い、次の条例の一部改正をします。

　　▶安平町まちづくり基本条例の一部改正

　　　　町が保有する個人情報の取扱いを確実なものにするため、その根拠を「安平町個人情報保護条例」に位置付けていましたが、法改正に伴い「個人情報の保護に関する法律」に改めるものです。

▶安平町情報公開条例の一部改正

　　　　情報公開条例の定義に定める実施機関について、本条例と整合を図るため「地方公営企業の管理者」を加えるものです。

**４　安平町情報公開・個人情報保護審査会条例の概要**

（１）設置目的

▶個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため。

（２）所掌事項

▶実施機関が決定した開示決定等について審査請求があった場合に調査審議すること。

▶議会が決定した開示決定等について審査請求があった場合に調査審議すること。

▶個人情報保護制度の適正な運用について実施機関に意見を述べること。

（３）組織

▶委員５人以内

（４）任期等

▶２年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）。再任可

**５　施行日**

令和５年４月１日

**６　条例制定スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 〇 情報公開・個人情報保護審査会での審議  〇 議会全員協議会での説明  〇 パブリックコメントの実施  〇 条例提案  〇 施行 | １月24日  １月27日  ２月上旬～２月下旬  ３月定例町議会  ４月１日 |